

第18回障がい者制度改革推進会議

平成22年8月9日(月) 13~17時

合同庁舎第4号館共用220会議室

議事 ・ 今後の推進会議の進め方等

資料 : http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kaikaku/s_kaigi/k_18/index.html

○作業チームに関して

総合福祉部会より、「児童」「就労」「医療」の分野について、総合福祉法(仮称)策定を超えた施策の検討になるので、推進会議委員、部会委員の合同作業チームを作りたいとの要望があった。

- 東室長/差別禁止部会のメンバーが重なることがあるかもしれないが、差別禁止部会はゆるやかに進むので、兼ねても大丈夫だと思う。

「児童」「就労」「医療」の合同作業チームは総合福祉部会ではなく、推進会議の下に置く。メンバーは推進会議と総合福祉部会からなる。外部委員は入れないが、ヒアリングという手立ちはある。

基本法・総合福祉法・差別禁止法・その他関連法における定義は、その法律を担当する会議や部会、作業チームで議論する。個別の定義と基本法上の定義が矛盾しないようにする。

- 藤井議長代理/総合福祉部会では7つの作業チームをつくる。その他「児童」「就労」「医療」の3つの分野については総合福祉部会の領域を超えるので推進会議のもとに推進会議と総合福祉部会のメンバー合同の作業チームを作る。名前については「作業チーム」「合同作業チーム」「部会作業チーム」として検討する。

○障害者基本法の総則部分 斎藤企画官より資料2-1【たたき台】を読み上げ

東室長/総則部分の改訂事項と重要な項目立てについて今日は議論をし、文書で提出をお願いする。

・「コミュニケーションと情報保障」を規定し、「コミュニケーション」と「言語」の定義を盛り込んで欲しい。権利条約の第9条f、第21条は対(ついで)になっている。「手話」を盛り込んで欲しい。

・「目的規定の見直し」に「尊厳」と「自律」を入れてほしい。

・総則(基本方針)部分と各章(各論と施策)との関係で齟齬(そご)が起きぬように。

・「共生社会=国民が相互に個性と人権を認め合う社会」はいいが、「インクルーシブな社会の構築=分け隔てなく分離排除されない」が抜けている。各論で具体的な権利を確認し、各施策に結びつけるように。

・前文で「権利条約を受けて障害者基本法を改正する」ことをきちんと理念として載せてほしい。施策を統合する意味で各省庁に対しての強制力として法的効果がある。法制上ははっきりと書くべきである。インクルーシブ社会の理念を国際的協調のもとに施策を進めて行くことも加えてほしい。

・9条「障害の予防」では障害自体が悪ものになってしまう。国連などの文書にある「障害原因の予防」という言い方に変えるべきである。

・章立てをどうするか。大枠を決める討議をしてほしい。

・合理的配慮がないことが差別であり、差別のない社会を作ることは社会の義務であると、配慮義務を課す形で書くのがよい。

・総則に「予防」は含まないほうがいい。

・9条「基本計画」は総則ではなく別の章に。

- ・障害者の福祉、障害者週間について話し合う必要がある。
 - ・「権利条約をふまえて」を入れられないか。早期発見と予防は違う。予防は必要ない。
 - ・障害児の問題にもふれてほしい。
 - ・現行の基本法では差別禁止事由として裁判所は使えないので差別禁止法が必要という方向で合意された。基本法を改正し合理的配慮を含んだ差別の定義が含まれても、差別禁止法が制定されるまでは、裁判所は使えないのか。
- 東/全体的なイメージを共通理解することが大切。現行法との関係もチェックが必要。

○作業チーム

- ・**わかりやすい第一次意見書**（共同座長：土本・長瀬、出席者：北野・堂本）
10ページの半分まで進んだ。8月は共同座長2人で北海道に行き、知的障害の方々の集会で意見を聞きまとめる。9月末に推進会議に提出後、HPに載せる。地域フォーラムでも使用。秋には冊子として完成の予定。
- ・**障害の表記**（座長：山崎、メンバー：佐藤・中西・川崎・中島）
9～10月ヒヤリング（20分×3人×3回）、11月報告

○推進会議の運営について

- ・情報保障について推進会議の取り組みが他の省庁にもいい影響を与えている。
- ・意見は名前を言ってからゆっくりわかりやすく発言してほしい。略称略語はなるべく使わない。専門用語は意味をつける。議事進行の時間は守る。他の省庁にも傍聴席への情報保障も含めて良いモデルにしたい。意見書は早めに送ってほしい。
- ・推進会議と部会の位置づけをはっきりさせ、部会の検討状況について推進会議へ適宜報告するように。
- ・作業チームではメーリングリストを作り、関係者は見るようにしてほしい。
- ・文科省の特別委員会も含めて他省庁の報告をお願いしたい。
- ・議事録の公開を早くしてほしい。
- ・介助者により、資料の確認ができ、メモが取れる。
- ・当日配布の資料は点字であっても、指点字の通訳をうけているので資料が読めない。資料は3日以上前にデータでいただきたい。
- ・体温調節ができないので部屋の温度調節に配慮がほしい。

○地域フォーラム（参考資料1参照）

第一次意見、「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」の内容を広く理解を求め、地域の意見を聴取し、地域団体の連携を深める。すでに地元実行委員会主催で行ったところも含め17か所の予定。内閣府主催は11月から来年3月までを予定。

●今後について

第19回9月6日(月)、第20回9月27日(月)、第21回10月12日(火)、第22回10月27日(水)
第19回は障害者基本法改正事項について、本日の議論を受けて文言・各論の議論をする。意見書の提出を求める。作業チームについてはさらに議論をする。合同作業チームの人選を発表する。